

令和2年度朝日町元気なまち応援商品券交付実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により、町民の経済的・精神的な負担が増加しているとともに、町内の幅広い事業者に大きな影響が出ているため、町民への消費喚起を図るとともに、地域経済再生のきっかけを創出することを目的とした朝日町元気なまち応援商品券（以下「商品券」という。）の交付等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を言う。
- (2) 取扱店 取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業所として登録された取扱事業所をいう。

(商品券の交付等)

第3条 町長は、令和2年7月31日において朝日町の住民基本台帳に記録されている者（以下「交付対象者」という。）に商品券を交付する。

- 2 商品券の交付額は、交付対象者1人につき5,000円とする。
- 3 商品券1枚当たりの券面記載の金額は500円とし、10枚を1組として交付する。
- 4 商品券は交付対象者が属する世帯の世帯主に当該世帯の交付対象者全員に係る分を一括して送付する。なお、町長が必要と認める場合を除き、分割での発送は行わない。
- 5 交付対象者が商品券を受理した後に紛失及び滅失、盗難された商品券の効力は無効とする。また、再発行も認めない。

(商品券の使用範囲等)

第4条 商品券は、取扱店との間における取引においてのみ使用することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、商品券は、次に掲げる取引については使用することができない。（厳守事項）

- (1) 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、国・地方公共団体への支払い、公共料金、医療費・薬等の保険適用に係るもの)
- (2) 換金性の高いものの購入(有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等)

- (3) たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
 - (4) 事業の用に供するための物品・サービス等の調達
 - (5) 土地・家屋、自動車、高額商品など資産性の高い商品の購入
 - (6) 家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
 - (7) 現金との換金、商品券との交換又は売買、金融機関への預け入れ
 - (8) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係る支払い
 - (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - (10) その他、この商品券の発行趣旨にそぐわないもの
- 3 取引に使用された商品券の券面記載の金額の合計額が取引の対価を上回るときは、取扱店から当該上回る額に相当する額の金銭の支払いは行わないものとする。
- 4 交付対象者は、商品券の転売、譲渡及び換金を行ってはならない。
- 5 商品券の使用は、交付対象者本人又は代理人若しくは使用者に限るものとする。

(商品券の使用期間)

第5条 取扱店において商品券を使用することができる期間は、令和2年10月10日から令和3年2月28日までの間とする。

(取扱店の登録等)

第6条 町長は、取扱店への登録を希望する者を公簿する。募集期間は、令和2年8月1日から令和2年8月14日とし、取扱店として名簿を作成し公表する。締め切り以降も随時登録受付をし、ホームページでの掲載のみとするが、締め切り以降の広報紙等で公表を行う場合もある。

- 2 登録申請書兼誓約書を提出し、対象となる事業者であるかを確認後、取扱店として登録後、当該取扱店に必要書類を交付する。
- 3 前項の規定により取扱店として登録することができる者は、本事業内容を理解した上で、町内で事業所・店舗等を有する事業者とする。
- 4 取扱店は、町民等へ周知するため、店頭付近に朝日町が交付する店頭表示などを貼付しなければならない
- 5 取扱店としての本事業への登録申込は無料とする。

(取扱店の責務)

第7条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 取引において商品券の受取を拒んではならないこと。ただし、商品券が破損、汚損等をし、その程度が大きい場合は、この限りではない。
- (2) 第4条第2項に規定する取引を行ってはならない。

- (3) 商品券の転売、譲渡、交換、再利用及び換金を行ってはならない。
 - (4) 町と適切な連携体制を構築すること。
 - (5) 使用された商品券の保管は、自らの責任において行うこと。
 - (6) 朝日町暴力団排除条例（平成23年朝日町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2項に規定する暴力団員でないこと。
 - (7) その他町長が定める事項。
- 2 町長は、取扱店が前項に規定する事項に反する行為を行ったときは、当該取扱店の登録を取り消すことができる。

（商品券の換金）

第8条 町長は、取引において商品券が使用された場合は、当該商品券を受け取った取扱店に対し、その券面金額に相当する額を支払うものとする。

- 2 取扱店は、商品券を換金しようとするときは、取引において受け取った商品券及び請求書等を朝日町が指定した金融機関に提出し、町長に商品券の代金を請求する。
- 3 前項の規定により受付をした商品券等について金融機関は遅滞なく朝日町に送付する。
- 4 前項の規定により送付された商品券等について朝日町は枚数金額を確認し、取扱店が指定する口座へ振込により行う。
- 5 金融機関での商品券の受付期間及び振込日は別に定める。
- 6 第2項の規定による換金手続きは令和3年3月10日までに行わなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（要綱の効力）

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限りその効力を失う。